



第1章 ごみ処理事業

第1節 処理の現況

本市では、令和元年12月に改訂した「ごみ処理基本計画」及び毎年度策定する「一般廃棄物処理実施計画」に基づき、ごみの安全かつ安定的な適正処理を推進するとともに、生活環境の保全と公衆衛生の向上に取り組んでいます。

令和3年10月には、市内全域でプラスチック製容器包装の分別収集を開始し、令和5年12月からは、製品プラスチックも分別収集の対象に追加しました。また、令和4年7月には、有料指定ごみ袋のサイズ及び価格等のごみ処理手数料の改定を行うなど、資源循環型社会の形成に向け、一層のごみの減量化・資源化に取り組んでいます。

1 ごみ量の推移

過去11年間のごみ量と人口の推移を下図に示します。令和5年度のごみ量は3万3千トンで、10年前の平成25年度（4万1千トン）から、約8千トン減少しました。また、1日1人あたりのごみ量は835グラムで、10年前の平成25年度（915グラム）と比較して80グラム減少しました。（表1-1-1）

なお、令和2年度は令和2年7月豪雨災害により多量の災害廃棄物が発生したため、ごみ量が増加しています。

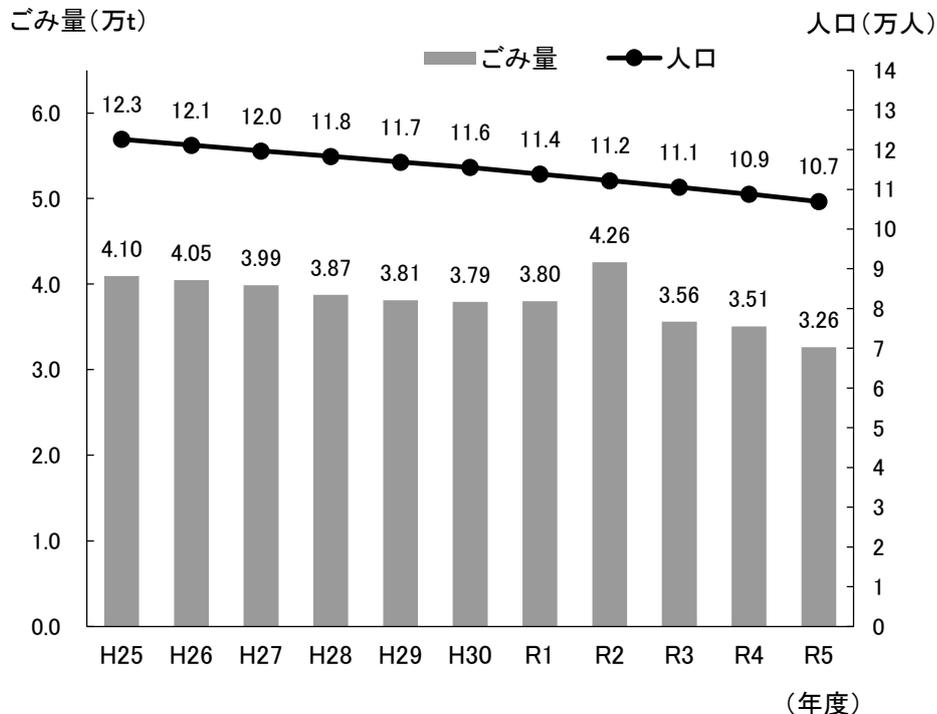


図 1-1-1 人口とごみ量の推移

- ※ ごみ量：市が指定する処理施設に持ち込むために各家庭及び事業所のごみを収集した量とごみの排出者が自ら施設に持ち込んだごみの量の合計。
- ※ 令和2年度のごみ量は、令和2年7月豪雨災害により発生した災害ごみ（片付けごみ 5,054.70 t）を含む。
- ※ 人口：各年度10月1日現在。

表 1-1-1 人口及び世帯数とごみ量

年度	人 口 (人)	世帯数 (世帯)	ご み 量				
			総 量 (t)	1日あたり (t/日)	1世帯 あたり (kg/世帯)	1人 あたり (kg/人)	1日1人 あたり (g/日/人)
H25	122,623	57,520	40,950	112	712	334	915
H26	121,096	57,347	40,469	111	706	334	916
H27	119,678	57,231	39,854	109	696	333	910
H28	118,351	57,224	38,873	107	679	328	900
H29	116,885	57,029	38,092	104	668	326	893
H30	115,557	56,937	37,915	104	666	328	899
R1	113,880	56,613	38,002	104	671	334	912
R2	112,231	56,308	42,556	117	756	379	1,039
R3	110,590	56,059	35,604	98	635	322	882
R4	108,801	55,822	35,067	96	628	322	883
R5	106,974	55,542	32,614	89	587	304	835

※ 人口及び世帯数は各年度 10 月 1 日現在。

2 ごみの区分別の量

本市ではごみを「燃えるごみ」、「燃えないごみ」、「有害ごみ」、「大型ごみ」、「資源物」及び「有機性廃棄物」に分けて収集しています。令和 5 年度は、燃えるごみの量が 2 万 7 千トンと最も多く、全体の 8 割を占めていました。その次は資源物の 3 千トンで、燃えるごみと資源物が全体の 9 割を占めています。

表 1-1-2 ごみの区分別の量と割合

ごみの区分	量 (t)	割合 (%)
燃えるごみ	26,988	82.7
燃えないごみ	866	2.6
有害ごみ	25	0.1
大型ごみ	1,360	4.2
資源物	3,355	10.3
有機性廃棄物	21	0.1
総 量	32,614	

※ 数値は表章単位未満で四捨五入しているため、区分ごととの量を足し上げて必ずしも総量とは一致しない。

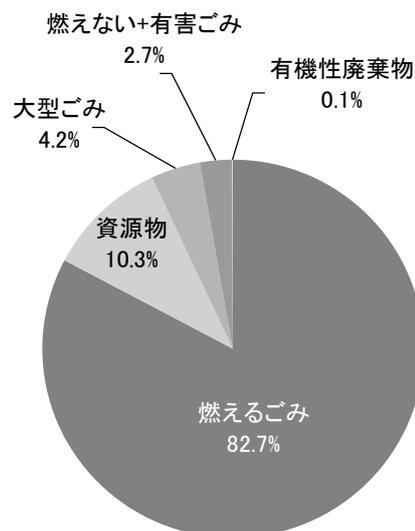


図 1-1-2 ごみ区分別量の割合

第2節 収集・運搬

燃えるごみは、週に2回、燃えないごみ・有害ごみについては、2週間に1回、戸別収集を原則として一部ステーションによる路線方式によって収集しています。大型ごみは、「大型ごみ受付センター」への電話による戸別の申込み制で収集を行うとともに、引越しなどに伴う一時多量のごみについては、随時申込みを受け付け、臨時ごみとして収集を行っています。

資源物については、リサイクル集積所を40～50世帯に1か所定め、ステーション方式によって収集しています。集積所では、空き缶、空きビン、紙類、プラスチック類（ペットボトル・白色トレイ、プラスチック製容器包装、(R5年12月からその他のプラスチック)）、古布・古着類の収集を行っています。

また、ごみや資源物を排出することが困難な高齢者や障害者を対象に、玄関先でごみや資源物を収集する福祉収集（ごみ排出支援）を実施しています。

1 収集・運搬形態

本市では、市直営と委託業者により、計画的にごみを収集し運搬しています（以下「計画収集」という。）。収集しているのは一般家庭のごみだけでなく、事業者のごみ（事業系一般廃棄物）も含まれます。排出量が多いなど計画収集では処理が困難な事業者は、許可業者が収集し運搬しています。

令和5年度は、委託業者による収集・運搬が2万1千トンと最も多く、市直営と合わせた計画収集が2万5千トンで、全体の75%を占めています。

表 1-2-1 収集・運搬形態別のごみ量と割合

収集・運搬形態		収集量 (t)	割合 (%)
計画収集	直営	3,825	11.7
	委託業者	20,697	63.5
許可業者		5,608	17.2
自己搬入		2,484	7.6
総量		32,614	

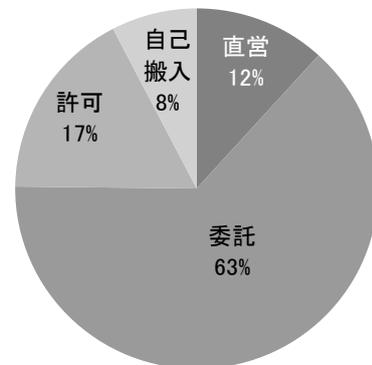


図 1-2-1
収集・運搬形態別ごみ割合

2 ごみの区分毎の収集量・自己搬入量

(1) 燃えるごみ

前年度と比較すると、燃えるごみの収集量及び自己搬入量は6.1%減少しました。

表 1-2-2 燃えるごみの収集量・自己搬入量 (単位：t)

	直 営	委託業者	許可業者	自己搬入※	合 計
令和5年度	2,411.88	17,618.64	5,444.21	1,513.16	26,987.89
令和4年度	2,595.74	18,981.36	5,558.68	1,612.19	28,747.97
前年度比	△7.1%	△7.2%	△2.1%	△6.1%	△6.1%

※ 自己搬入には東部環境センターのきょう雑物 (R5: 938.60 t、R4: 971.99 t) を含む。

(2) 燃えないごみ

前年度と比較すると、燃えないごみの収集量及び自己搬入量は23.1%減少しました。

表 1-2-3 燃えないごみの収集量・自己搬入量 (単位：t)

	直 営	委託業者	許可業者	自己搬入	合 計
令和5年度	112.84	639.72	17.19	95.77	865.52
令和4年度	144.36	843.45	21.28	116.46	1,125.55
前年度比	△21.8%	△24.2%	△19.2%	△17.8%	△23.1%

(3) 有害ごみ

前年度と比較すると、有害ごみの収集量及び自己搬入量は9.7%減少しました。

表 1-2-4 有害ごみの収集量・自己搬入量 (単位：t)

	直 営	委託業者	許可業者	自己搬入	合 計
令和5年度	3.19	18.79	0.67	1.93	24.58
令和4年度	3.52	21.20	0.57	1.93	27.22
前年度比	△9.4%	△11.4%	17.5%	100%	△9.7%

(4) 大型ごみ

前年度と比較すると、大型ごみの収集量及び自己搬入量は8.4%減少しました。

表 1-2-5 大型ごみの収集量・自己搬入量 (単位：t)

	直 営	委託業者	許可業者	自己搬入	合 計
令和5年度	768.79	—	0.00	591.23	1,360.02
令和4年度	823.23	—	0.95	660.57	1,484.75
前年度比	△7.6%	—	0%	△10.5%	△8.4%

(5) 資源物

前年度と比較すると、資源物の収集量及び自己搬入量は8.1%減少しました。

表 1-2-6 資源物の収集量・自己搬入量 (単位：t)

	直 営	委託業者	許可業者	自己搬入	合 計
	<ul style="list-style-type: none"> ▪ プラスチック製容器包装* 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 空き缶 ▪ 空きビン ▪ ペットボトル・白色トレイ 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 缶 ▪ ビン 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ プラスチック製容器包装* ▪ 缶 ▪ ビン ▪ ペットボトル・白色トレイ 	
令和5年度	511.10	2,419.94	142.74	281.52	3,355.30
令和4年度	477.04	2,740.18	126.43	306.54	3,650.19
前年度比	7.1%	△11.7%	12.9%	△8.2%	△8.1%

※ プラスチック製容器包装には、R5年12月から収集を開始した製品プラスチックを含む。

(6) 有機性廃棄物

前年度と比較すると、有機性廃棄物の収集量は 33.8%減少しました。

表 1-2-7 有機性廃棄物の収集量・自己搬入量

(単位：t)

	直 営	委託業者	許可業者	自己搬入	合 計
	学校給食	—	ディスプレイ汚泥	魚さい等*	
令和 5 年度	17.02	—	3.66	0.03	20.71
令和 4 年度	17.75	—	3.86	9.67	31.28
前 年 度 比	△4.1%	—	△5.2%	△99.7%	△33.8%

※ R5年度の自己搬入に魚さいは含まれていない。

3 ごみ量（収集量・自己搬入量の合計）月別変動

過去3年間のごみ量（収集量及び自己搬入量の合計。以下同じ。）の月別変動を下図及び下表に示します。

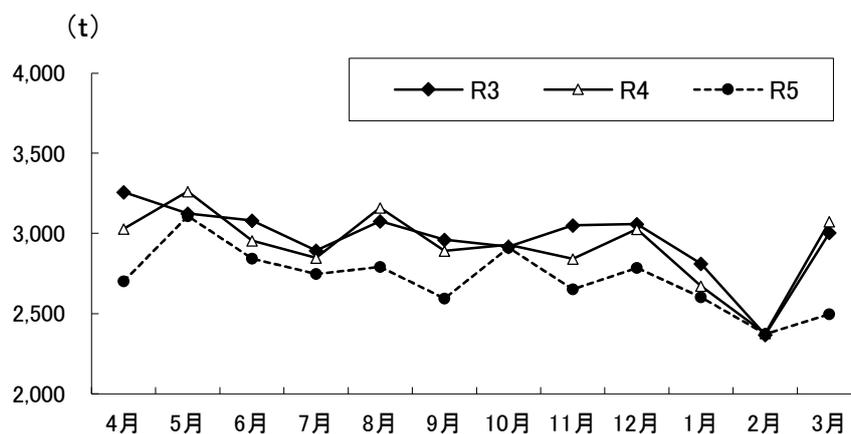


図 1-2-2 月別ごみ量

表 1-2-8 月別ごみ量

(単位：t)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和 5 年度	2,703	3,109	2,843	2,748	2,792	2,594	2,912	2,653	2,786	2,603	2,374	2,497
令和 4 年度	3,029	3,262	2,955	2,847	3,160	2,892	2,930	2,842	3,027	2,672	2,377	3,074
令和 3 年度	3,258	3,125	3,080	2,893	3,076	2,962	2,918	3,051	3,058	2,811	2,368	3,005

第3節 中間処理

1 可燃性ごみ

燃えるごみ及び大型ごみのうち可燃性のもの（可燃性大型ごみ）は、大牟田・荒尾RDFセンターで固形燃料化し、隣の大牟田リサイクル発電所において発電燃料として焼却処理しています。集合住宅のディスポーザ汚泥、魚さい及び給食調理くずは、し尿や浄化槽汚泥を堆肥化する施設「大牟田市東部環境センター」において堆肥化しています。

(1) RDFセンター搬入量

令和5年度に大牟田・荒尾RDFセンターに搬入した、本市の燃えるごみ及び可燃性大型ごみは2万8千トンで、前年度と比べ6.2%減少しました。

表 1-3-1 RDFセンターに搬入された可燃性ごみの量^{※1} (単位：t)

	燃えるごみ ^{※2}	可燃性大型ごみ ^{※3}	合計
令和5年度	26,995.40	1,230.08	28,225.48
令和4年度	28,753.37	1,337.68	30,091.05
前年度比	△6.1%	△8.0%	△6.2%

※1 荒尾市分は除く。

※2 燃えるごみには「東部環境センターのきょう雑物 (R4:971.99 t、R5:938.60 t)」及び「プラスチック製容器包装リサイクル業者からの可燃残さ (不適物) (R4:5.40 t、R5:7.51 t)」を含む。

※3 可燃性大型ごみには「リサイクルプラザの可燃残さ (R4:180.72 t、R5:162.31 t)」を含む。

(2) 可燃性ごみのごみ質

毎年、RDFセンターに搬入された可燃性ごみの物理的組成及び三成分（水分、可燃分、灰分）を調べています。令和5年度の結果は下図のとおりです。

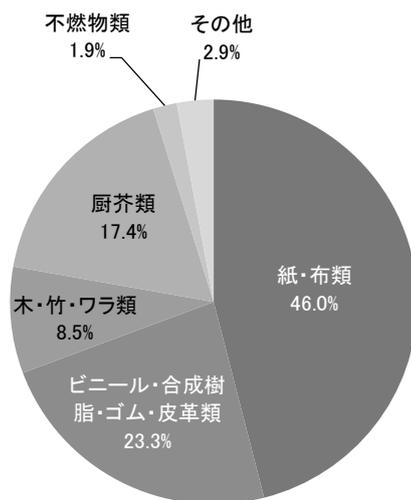


図 1-3-1
可燃性ごみの物理的組成

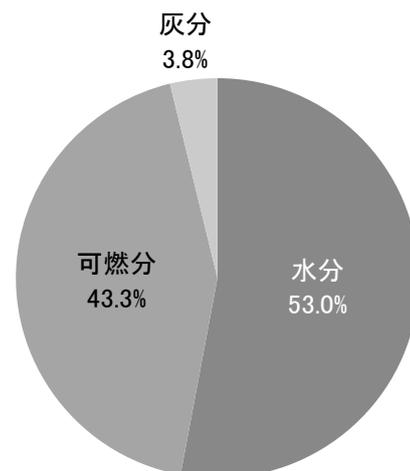


図 1-3-2
可燃性ごみの三成分

※ 単位容積重量：200kg/m³

※ 試料採取場所：ごみピット

※ 分析方法：昭和52年11月4日付け環整95号通知「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について」に準じた

※ 分析結果は毎月の分析結果の平均値であるため、項目を足し上げても必ずしも100%にはならないことがある。

2 不燃性ごみ

燃えないごみ及び大型ごみのうち不燃性のもの（不燃性大型ごみ）は、リサイクルプラザで破碎・選別処理を行い、鉄及びアルミ等の資源を回収した後、第三大浦谷埋立地で埋立処分しています。電池や蛍光灯などの有害ごみは、リサイクルプラザで受け入れた後、選別し民間の処理業者に処理委託しています。

令和5年度にリサイクルプラザに搬入された燃えないごみ、不燃性大型ごみ及び有害ごみは1千2百トンで、前年度と比べ19.9%減少しました。

表 1-3-2 リサイクルプラザに搬入された不燃性ごみの量 (単位：t)

	燃えないごみ*	不燃性大型ごみ	有害ごみ	合計
令和5年度	887.20	292.25	24.58	1,204.03
令和4年度	1,148.89	327.79	27.22	1,503.90
前年度比	△22.8%	△10.8%	△9.7%	△19.9%

※ 燃えないごみには「RDFセンターの不燃残さ (R5:21.33 t、R4:23.00 t) 及び「プラスチック製容器包装リサイクル業者からの不燃残さ (不適物) (R5:0.35 t、R4:0.34 t)」を含む。

3 資源物

資源物は「空き缶」、「空きビン」、「ペットボトル・白色トレイ」、「紙類」、「古布・古着類」及び「プラスチック製容器包装」に分けて収集しています。

このうち、「空き缶」、「空きビン」及び「ペットボトル・白色トレイ」については、リサイクルプラザで選別、破碎及び圧縮等を行い、リサイクル業者に処理委託するなどして資源化しています。「紙類」、「古布・古着類」及び「プラスチック製容器包装 (令和5年12月以降、製品プラスチック含む。）」については、直接、民間のリサイクル業者に搬入し資源化しています。

(1) リサイクルプラザ及び民間事業者への搬入量

令和5年度にリサイクルプラザ及び民間事業者に搬入された資源物について、資源物の種類別の搬入量と前年度増減比を次表に示します。

表 1-3-3 資源物搬入量 (単位：t)

	リサイクルプラザ搬入			民間事業者搬入 ^{※1}			合計
	空き缶	空きビン	ペットボトル・白色トレイ	紙	古布・古着	プラスチック製容器包装 ^{※2}	
令和5年度	192.48	789.86	222.46	1,344.32	279.57	530.55	3,359.24
令和4年度	208.94	812.61	257.77	1,561.38	318.71	490.78	3,650.19
前年度比	△7.9%	△2.8%	△13.7%	△13.9%	△12.3%	8.1%	△8.0%

※1 民間事業者搬入については、リサイクルプラザ (ストック) の自己搬入物を民間事業者が回収した量を含む。

※2 プラスチック製容器包装については、R5年12月から製品プラスチックを含む。また、リサイクルプラザで不燃物から選別し民間事業者へ搬入したプラスチック製容器包装及び製品プラスチックは含まない。

(2) 資源物搬入量の推移

過去 11 年間の資源物搬入量の推移を次図及び表に示します。

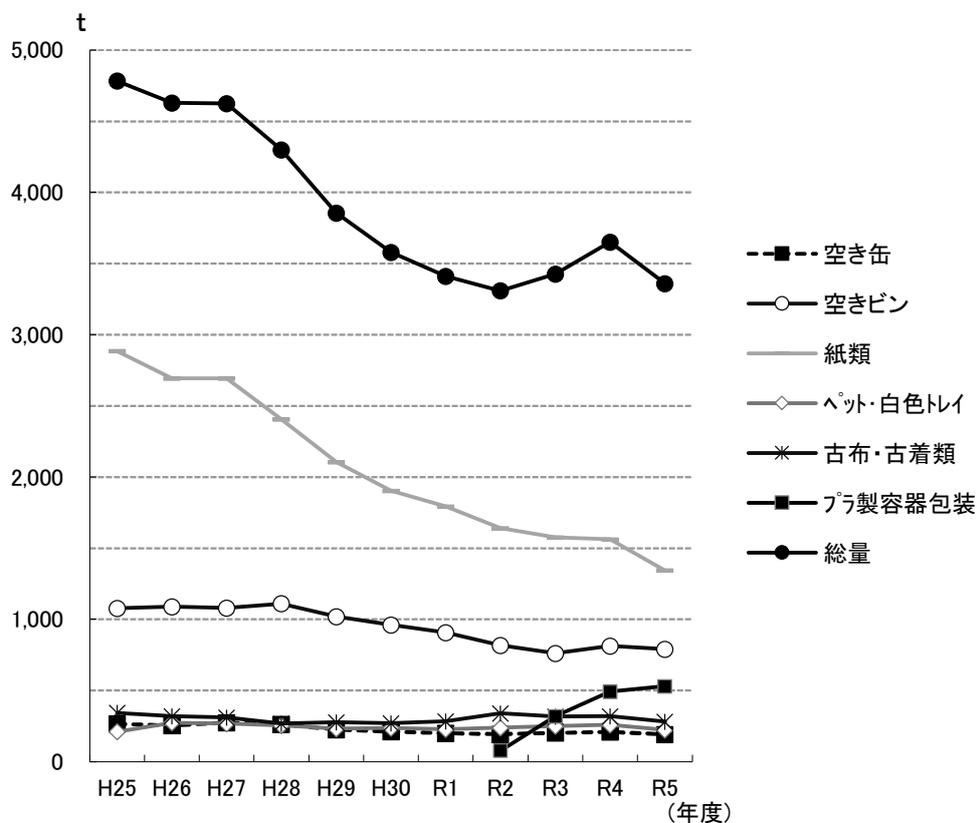


図 1-3-3 資源物収集量

※ プラスチック製容器包装は、令和 5 年 12 月から製品プラスチックを含む。

表 1-3-4 資源物搬入量

(単位：t)

	リサイクルプラザ搬入			民間事業者搬入			合計
	空き缶	空きビン	ペットボトル・白色トレイ	紙	古布・古着	プラスチック製容器包装	
平成 25 年度	266	1,078	211	2,885	343	—	4,783
平成 26 年度	254	1,088	274	2,693	320	—	4,629
平成 27 年度	275	1,079	267	2,692	311	—	4,624
平成 28 年度	262	1,110	255	2,405	268	—	4,300
平成 29 年度	224	1,018	232	2,104	276	—	3,854
平成 30 年度	211	960	235	1,903	270	—	3,579
令和元年度	200	907	228	1,793	282	—	3,410
令和 2 年度	194	816	239	1,641	340	78	3,309
令和 3 年度	202	761	250	1,576	317	320	3,427
令和 4 年度	209	813	258	1,561	319	491	3,650
令和 5 年度	192	790	222	1,344	280	531	3,359

※プラスチック製容器包装は、令和 5 年 12 月から製品プラスチックを含む。

第4節 最終処分

1 埋め立て処分量

大牟田・荒尾RDFセンター及び大牟田市リサイクルプラザで資源化できない残さについては、第三大浦谷埋立地に埋め立て処分しています。令和5年度の埋め立て量は1千3百トンで、前年度から14.5%減少しました。

表 1-4-1 埋め立て処分量 (単位:t)

	RDF残さ	プラザ残さ	その他*	合計
令和5年度	601	701	7	1,310
令和4年度	630	896	7	1,533
前年度比	△4.6%	△21.8%	0%	△14.5%

※ 東部環境センター沈砂等

2 埋め立て処分量の推移

過去7年間の埋め立て処分量の推移を以下に示します。令和2年度は令和2年7月豪雨災害の影響で埋め立て処分量が増加しています。

表 1-4-2 埋め立て処分量の推移 (単位:t)

	RDF残さ	プラザ残さ	その他*	合計
平成29年度	637.58	788.96	39.33	1,465.87
平成30年度	656.11	817.89	9.23	1,483.23
令和元年度	712.74	864.19	8.34	1,585.27
令和2年度	743.85	1,113.16	146.62	2,003.63
令和3年度	672.24	860.45	17.22	1,549.91
令和4年度	629.69	896.36	6.68	1,532.73
令和5年度	601.32	701.40	6.93	1,309.65

※ 東部環境センター沈砂等

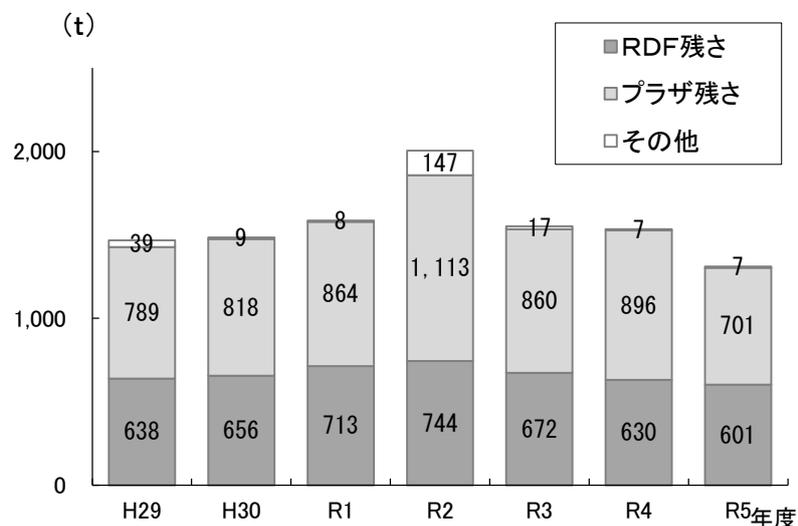


図 1-4-1 埋め立て処分量の推移

第5節 ごみ処理原価

令和5年度のごみ処理に要した収集運搬費、中間処理費、最終処分費及び資源物処理費と費目ごとの処理原価を下表1-5-1に示します。

表1-5-1 費目ごとの処理原価

	収集運搬	中間処理	最終処分	資源物処理
ごみ処理量(t)	21,590.87 ^{※1}	29,429.51 ^{※2}	1,309.65	3,355.30
処理費(円)	737,282,284	933,601,159	22,536,077	331,175,530
1tあたり処理費(円)	34,147.9	31,723.3	17,207.7	98,702.2
1人あたり処理費 ^{※3} (円)	6,892.2	8,727.4	210.7	3,095.9

※1 ごみ処理量－収集運搬は、計画収集量(24,521.91t)から資源物計画収集量(2,931.04t)を引いた値。

※2 ごみ処理量－中間処理は、RDFセンター搬入量(28,225.48t)とリサイクルプラザ搬入量(2,534.37t)の合計からリサイクルプラザに搬入した資源物量(1,330.34t)を引いた値。

※3 1人あたり処理費は、106,974人(令和5年10月1日現在)から算出。

第6節 ごみ収集運搬委託業者一覧

1 創成環境株式会社

所在地 大牟田市健老町227番地3 電話 55-4561
代表取締役 本田 邦彦

2 有限会社ミクリノ

所在地 大牟田市恵比須町5番地4 電話 54-2569
取締役 山口 英敏

3 有限会社ツカモト環境資源

所在地 大牟田市西新町20番地7 電話 57-2892
代表取締役 塚本 重義

(令和6年3月31日現在)

第7節 資源物収集運搬委託業者一覧

1 空きビン、古布・古着類回収及び容器配置業務

業者名 有明資源リサイクル協同組合
(協同組合一覧を表1-7-1に示します。)

所在地 大牟田市大正町6丁目3番地16 電話 54-1055
代表理事 永松 均

2 空き缶、ペットボトル等回収業務

業者名 有限会社ツカモト環境資源
所在地 大牟田市西新町20番地7 電話 57-2892
代表取締役 塚本 重義

3 紙類回収業務

業 者 名 有限会社 ツカモト環境資源
所 在 地 大牟田市西新町 20 番地 7 電話 57-2892
代表取締役 塚 本 重 義

(令和6年3月31日現在)

表 1-7-1 有明資源リサイクル協同組合一覧

業 者 名	住 所	電 話
(株) 鉄万	大牟田市西新町 19 番地	55-2551
(有) 有働資源	大牟田市沖田町 438 番地	52-8727
(株) アラキ	大牟田市大字岩本 1085 番地	58-5227
(有) 有働耕介商店	大牟田市沖田町 456 番地 1	53-1293
(株) 大潮	大牟田市大字手鎌 1000 番地	55-4184
(有) 小野商店	大牟田市北磯町 2 番地 1	56-1647
(有) 山下商店	大牟田市笹林町 1 丁目 1 番地 13	53-5393
(有) 伊藤商店	大牟田市大字手鎌 1181 番地	59-7272

(令和6年3月31日現在)

第 8 節 ごみ収集運搬許可業者一覧

1 許可業者一覧

業 者 名	住 所	電 話
(有) ツカモト環境資源	大牟田市西新町 20 番地 7	57-2892
(有) 有働耕介商店	大牟田市沖田町 456 番地 1	53-1293
(株) 現代ビルサービス	大牟田市大正町 6 丁目 4 番地 3	52-8549
(株) 大潮	大牟田市大字手鎌 1000 番地	55-4184
(有) コーショウクリーン	大牟田市西新町 19 番地	55-3021
(有) ミクリノ	大牟田市恵比須町 5 番地 4	54-2569

(令和6年3月31日現在)

2 限定許可業者一覧

業 者 名	住 所	電 話
(株) 塚崎運送	大牟田市四山町 80 番地 71	52-7529

(令和6年3月31日現在)

第9節 広報啓発活動

ごみやし尿は、人々が生活する上で毎日排出されるものです。これを適正に処理する環境事業は、市民の日常生活に最も密着した関係にあるため、その業務の遂行には市民の理解と協力が不可欠です。

行政と市民の相互協力による環境事業の円滑な推進を図るため、市民意識の高揚とそれに基づく実践活動を高めるために、次の広報啓発活動を実施しています。

1 広報冊子、広報誌等による啓発

- (1) 自治体、関係機関等に環境事業の理解を深めてもらう資料として「おおむたの環境」を発行
- (2) 小学4年生を対象とした学習教材として「清掃とわたしたちの生活」を作成4月に市内全小学4年生に配布
- (3) 「広報おおむた」による広報（ごみ処理、し尿処理等）
- (4) ごみ・資源物の排出日の周知を目的とした「ごみ・リサイクルカレンダー」の配布
- (5) 市のホームページを活用した環境行政に関する情報の提供

2 清掃週間事業

毎年、秋の環境美化の日を含む一週間を本市の清掃週間と定め、「未来へ残そう豊かな資源」をメインテーマに、各種事業を実施しています。また、年間を通して環境問題に対する市民意識の高揚と、啓発を目的に各種事業を実施しています。

(1) 学校訪問による環境学習の実施

例年、4月から5月にかけて市内全小学校を訪問し、4年生を対象に職員の手作りによる紙芝居やパネルを使い、ごみ処理やし尿処理を通して、環境について学び考える環境学習を行っています。

(2) 環境ポスターの募集

小学4年生に環境学習を通して感じたことをポスターに表現してもらい、その中から優れた作品を清掃週間に合わせ、エコサンクセンターで掲示するとともに、最優秀作品・優秀作品については列島クリーンキャンペーンの中で表彰を行っています。

(3) 施設見学の実施

市内全ての小学4年生を対象に環境学習の一環として、5月から7月にかけて環境施設等の見学を実施しています。

(4) クリーンキャンペーンの開催

秋の環境美化の日に市民参加による清掃活動イベント、地域での清掃活動を促す取り組みを行っています。

3 まちづくり出前講座

本市では市政に関する様々なメニューを準備し、「知りたい、学びたい」という市民のもとに市の職員が直接出向く出前講座を実施しており、環境に関するメニューを選択した市民の環境学習を支援しています。



紙芝居「せいそうってなあに？」

(1) ごみ処理の流れ

ごみの収集から処分までの流れを説明します。

(2) 分別収集とリサイクル

資源物の分別収集からリサイクルまでを説明します。

(3) 紙芝居「せいそうってなあに？」

紙芝居やパネルを使い、環境問題を楽しく分かりやすく学習できます。

(4) 「もったいない」を意識してごみ減量！～毎日の生活の中で3Rを実践しよう～

3Rを実践することでごみが減り、環境にやさしい生活スタイルになります。

(5) 段ボールコンポストでごみ減量と家庭菜園

家庭で簡単にできる生ごみの堆肥化を実演を交えて説明します。

第10節 その他の事業及び活動

1 ごみ散乱防止事業

まちの環境美化の促進・美観の保護を行い、環境と調和した地域社会の構築に資することを目的として、平成6年6月に「大牟田市ごみ散乱防止条例」を施行し、様々な方法で広報・啓発活動を行い条例の周知と市民意識の高揚を図っています。

(1) 環境美化キャンペーンの開催

毎年6月に、市民参加型の一斉清掃活動を行っています。

(2) ごみ散乱防止推進区域・ごみ持ち帰り推奨区域の設定

重点地区を設定し、標識・看板等の設置により、環境美化・美観の保護に対する啓発を行っています。

(3) 広報おおむた等による広報・啓発

クリーンキャンペーンの活動報告や、さわやかまちづくり功労者表彰などの紹介を行い、市民が参加する環境美化活動の啓発を中心に、市民意識の高揚を図っています。

(4) 清掃活動に対するボランティア清掃袋の配布

専用の清掃袋を作成し、地域等で清掃活動を行う団体や個人に配布し、清掃活動の促進と啓発に努めています。

2 不法投棄対策

家庭ごみや家電品等の大型ごみを不法投棄する行為は、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』で禁止されており、罰則※が設けられています。

※ 罰則…5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金又は併科（法人の場合3億円以下の罰金）

不法投棄は、周囲の人たちに迷惑をかけ自然環境や地域の景観を損なうだけではなく、原状回復には、長い年月と多大な費用がかかることとなります。不法投棄された廃棄物は、投棄者が回収処分するのが原則です。しかし、投棄者が判明しない場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、土地又は建物の所有者又は占有者が行うように定めています。

(1) 監視活動

ア 監視パトロールの実施

青色回転灯を装備した専用車でパトロールを行い、市内の不法投棄実態把握に努めるとともに、早期原状回復に取り組んでいます。



イ 監視カメラ等による監視

市内の不法投棄多発場所に監視カメラ等を設置(21か所)し、監視を行っています。



監視カメラ

表 1-10-1 不法投棄発生件数（環境業務課確認分）
（単位：件）

年度	R1	R2	R3	R4	R5
発生件数	35	53	58	43	23

(2) 警察との協力体制

不法投棄された廃棄物を調査し、排出元が判明すれば警察へ捜査依頼を行っています。警察の捜査で不法投棄者が特定できた場合、『不法投棄事件』として処理されます。

(3) 啓発活動等

ア 企業との協定

市内の下記の企業等と協定を結び、事業活動中に認知した不法投棄の情報提供をお願いします。

- 大牟田タクシー協会（平成18年1月 協定書調印）
- 九州電力（大牟田営業所）と関連企業（平成18年8月 協定書調印）
- 大牟田市内の郵便局（平成29年4月 協定書調印）

イ 不法投棄多発場所への警告看板等の設置と啓発看板の貸し出し

不法投棄される場所の地権者等に、啓発看板の貸し出し等を行っています。

ウ 広報紙による啓発

広報おおむたで、不法投棄に関する啓発記事を掲載しています。(年2回)

3 ごみ減量・市民啓発

(1) ごみ減量化・資源化事業

ア 生ごみ堆肥化講習会

家庭から排出される生ごみの減量化・資源化を推進するため、各種の生ごみ堆肥化講習会を実施し、延べ191人の参加がありました。講習会では、生ごみ堆肥の作り方に加え、家庭菜園で生ごみ堆肥を活用した野菜作りについて、質疑を交えながら説明を行いました。また、新たに実施した『バック型コンポスト』の講習会は、庭や畑がない市民でもベランダや玄関、屋内等で手軽に生ごみの堆肥化に取り組むことができるほか、若い世代に支持されており、幅広い世代の関心を高めるため開催しました。

各講習会では、生ごみ堆肥化機材等購入費補助金制度を紹介するとともに、生ごみ堆肥化に取り組む市民が負担なく申し込みができるように、会場でも受け付けました。

今後も家庭でのごみ減量を推進するために、生ごみ堆肥化講習会を開催し、参加者が楽しみながら生ごみの減量化・資源化に継続的に取り組めるよう、情報提供や支援を行っていきます。

イ 食の循環学習支援

令和2年度から、小学校と連携して生ごみ堆肥化(段ボールコンポスト)講習会を実施し、食の循環学習の支援を行っています。食の循環学習では、体験用の段ボールコンポストを提供し、児童に給食の残さや調理くずで生ごみの堆肥化に取り組んでもらいました。児童たちは、堆肥で育てた野菜を収穫し、「食のリサイクル」を体験しました。

今後も、小学校等と連携しながら、子どもをとおして保護者に生ごみの堆肥化に関心を持ってもらえる取り組みを継続します。



生ごみ堆肥を活用した菜園講座



生ごみ堆肥化容器の上手な使い方講習会



小学校児童を対象とした段ボールコンポスト講習会

表 1-10-2 令和5年度 生ごみ堆肥化講習会等実績

開催日	講座名	参加者数
6月19日	生ごみ堆肥化容器の上手な使い方講習会（大牟田市リサイクルプラザ）	8人
7月27日	生ごみ堆肥化講習会 ①段ボールコンポスト（大牟田・荒尾 RDF センター）	13人
8月24日	生ごみ堆肥化講習会 ②段ボールコンポスト（大牟田・荒尾 RDF センター）	11人
10月24日	①生ごみ堆肥を活用した菜園講座（大牟田・荒尾 RDF センター）	9人
11月10日	生ごみ堆肥化講習会 ③段ボールコンポスト（大牟田・荒尾 RDF センター）	13人
11月29日	段ボールコンポスト講習会（大牟田市立手鎌小学校）	74人
12月12日	②生ごみ堆肥を活用した菜園講座（大牟田・荒尾 RDF センター）	16人
12月12日	バッグ型コンポスト講習会（大牟田・荒尾 RDF センター）	8人
2月20日	③生ごみ堆肥を活用した菜園講座（大牟田市延命庁舎）	10人
3月5日	段ボールコンポスト講習会（明光学園）	29人

延べ参加者数 191人

ウ 生ごみ堆肥化機材等購入費補助事業

生ごみの減量化と資源化を図るため、電動生ごみ処理機、生ごみ堆肥化処理容器の購入費の一部を補助する事業を行いました。平成26年度からは、機材の耐用年数を考慮し、補助金交付から5年を超過した世帯に対しては、再申請ができるようになりました。

表 1-10-3 令和5年度 補助金交付実績

	補助金額	交付世帯数
電動生ごみ処理機 (1世帯1台まで)	購入価格の45%の額、ただし18,000円を上限	14
生ごみ堆肥化処理容器 (1世帯2基まで)	購入価格の45%の額、ただし5,400円を上限	13

エ 剪定枝チップ機貸出事業

家庭からごみとして排出される剪定枝をチップにして、庭や畑で有効利用を推進していることから、剪定枝をチップにするチップ機を無料で貸し出し、ごみの減量化・資源化に対する関心を高めました。

令和5年度は、24回の貸出しにより、ごみ袋に換算すると157袋、約2,355kgの剪定枝が有効利用され、ごみの減量につながりました。



電動式

(2) 3R啓発事業

ア 小学生への3R啓発

毎年、小学4年生を対象とした学校訪問や小学生親子を対象としたごみ処理施設見学会では、ごみ処理の行程とあわせ、身近な紙類やペットボトルを再利用することや給食等を食べ残さないことが食品ロス削減につながることを紹介し、参加者に学校や家庭で3Rを意識した行動を呼びかけています。

イ イベントを活用した周知啓発

毎年、年2回のクリーンキャンペーンや市各部署が主催するイベントにおいて、段ボールコンポストをはじめとする生ごみ堆肥化機材やパネルを展示し、ごみの減量化・資源化に関する周知・啓発を行っています。

ウ 食品ロス削減に係る意識啓発

食品ロスの削減は、市民一人ひとりの食品ロスに対する関心を高める必要があるため、広報おおむたやホームページをとおして、食品ロスに関する情報を発信するとともに、環境部窓口や生ごみ堆肥化の講座等において、食品ロスの現状の紹介やグッズを配布するなど「家庭版3010運動」などの食品ロス削減につながる行動の実践を促しています。また、環境部窓口では、食品ロス削減に関するポップの掲示と合わせ、チラシ・グッズを配布しながら、来庁者の意識啓発に取り組んでいます。

4 産業廃棄物最終処分場のモニタリング調査

(1) 埋立終了している産業廃棄物最終処分場

産業廃棄物最終処分場の設置者は、処分場が満杯になると埋立処分を終了して当該処分場の表面を土砂で覆い、埋立処分の終了届を都道府県知事等※に提出しなければなりません。しかし下記最終処分場(表 1-10-4)は、平成9年に満杯になり埋立を終了した後、一部分を整地・覆土しただけで放置されています。

市では、周辺環境への影響を把握するため、当該処分場の設置当初から最終処分場下流の堤や周辺井戸水のモニタリング調査を実施しています。また、当該処分場の終了・廃止に向けて県と連携して取り組んでいくこととしています。

※ 大牟田市内の処分場においては、令和元年度までは大牟田市、令和2年度以降は福岡県に提出

表 1-10-4 埋立終了最終処分場

種類	設置事業者	埋立品目	埋立面積 (m ²)	埋立容量 (m ³)	設置許可 年月日	埋立終了 年月日
安定型	㈱クリーンアトラス	建設廃棄物	11,289	90,000	H5.9.3	H9.3.31

(2) モニタリング調査結果

令和5年度のモニタリング調査の結果は、表 1-10-5~9 のとおりです。調査した全ての項目において大きな変動はなく安定した状態が続いています。また、浸透水基準等の基準がある項目についてはその基準にも適合しており、当該最終処分場による周辺環境への影響はないと考えられます。

表 1-10-5 モニタリング調査結果(井戸水N)

項目	一般細菌	大腸菌	硝酸態窒素・亜硝酸態窒素	Fe	Mn	塩化物イオン	硬度	蒸発残留物	pH	濁度	COD	アンモニア態窒素	硫酸イオン
単位	集落数/ml	—	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L
水道水質基準	100	不検出	10	0.3	0.05	200	300	500	5.8-8.6	2	10	(0.1)	—
R5.5	0	不検出	1.3	<0.03	<0.005	7.6	40	170	6.4	<0.1	0.7	<0.1	24
R5.7	0	不検出	1.1	<0.03	<0.005	7.7	39	150	6.3	<0.1	0.6	<0.1	19
R5.9	1	不検出	2.0	<0.03	<0.005	6.9	43	160	6.4	<0.1	0.9	<0.1	28
R5.11	0	不検出	2.6	<0.03	<0.005	6.9	46	160	6.2	<0.1	0.7	<0.1	31
R6.1	0	不検出	2.5	<0.03	<0.005	6.5	46	190	6.3	<0.1	0.8	<0.1	29
R6.3	0	不検出	2.3	<0.03	<0.005	6.9	44	150	6.3	<0.1	0.7	<0.1	27

※ 平成15年の水道水質基準の見直しにおいて、COD(過マンガン酸カリウム消費量)がTOC(全有機炭素の量)に改正されているが、水質の変動をみるために継続してCODを調査している

※ アンモニア態窒素は昭和53年に水道水質基準から削除されたが、水質の変動を見るために継続して調査している

※ 硫酸イオンは水道水質基準には設定されていないが水質の変動をみるために継続して調査している

表 1-10-6 モニタリング調査結果（井戸水S）

項目	一般細菌	大腸菌	硝酸態窒素・亜硝酸態窒素	Fe	Mn	塩化物イオン	硬度	蒸発残留物	pH	濁度	COD	アンモニア態窒素	硫酸イオン
単位	集落数/ml	—	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L
水道水質基準	100	不検出	10	0.3	0.05	200	300	500	5.8-8.6	2	10	(0.1)	—
R5.5	0	不検出	0.11	<0.03	0.02	9.7	80	180	6.6	<0.1	1.1	<0.1	37
R5.7	0	不検出	0.65	<0.03	<0.005	1.5	31	130	6.2	<0.2	0.7	<0.1	15
R5.9	2	不検出	0.37	<0.03	<0.005	3.1	42	140	6.3	<0.1	0.6	<0.1	31
R6.11	0	不検出	<0.1	<0.03	<0.005	4.7	57	130	6.3	<0.1	0.8	<0.1	41
R6.1	0	不検出	<0.1	<0.03	0.009	6.5	71	180	6.5	<0.1	0.9	<0.1	38
R6.3	0	不検出	<0.1	<0.03	0.011	8.2	78	160	6.5	<0.1	0.4	<0.1	37

※ 平成15年の水道水質基準の見直しにおいて、COD（過マンガン酸カリウム消費量）がTOC（全有機炭素の量）に改正されているが、水質の変動をみるために継続してCODを調査している

※ アンモニア態窒素は昭和53年に水道水質基準から削除されたが、水質の変動を見るために継続して調査している

※ 硫酸イオンは水道水質基準には設定されていないが水質の変動をみるために継続して調査している

表 1-10-7 モニタリング調査結果（宮の下堤）

項目	pH	DO	COD	BOD	SS	Cd	Pb	Hg	CN	As	Cr6+
単位	—	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L
浸透水基準	—	—	40	20	—	0.003	0.01	0.0005	不検出	0.01	0.05
R5.5	7.9	7.4	4.8	1.0	18	0.00051	<0.005	<0.0005	<0.1	<0.005	<0.02
R5.9	7.6	6.3	6.4	2.0	1.8	<0.0003	<0.005	<0.0005	<0.1	<0.005	<0.02
R5.11	7.7	8.1	6.1	2.3	41.0	<0.0003	<0.005	<0.0005	<0.1	<0.005	<0.02
R6.3	7.5	8.6	9.6	1.9	64.0	0.00032	<0.005	<0.0005	<0.1	<0.005	<0.02

※ 浸透水基準は、安定型最終処分場の浸透水の埋立開始から廃止までの維持管理基準値を示している

表 1-10-8 モニタリング調査結果（金魚池）

項目	pH	DO	COD	BOD	SS	Cd	Pb	Hg	CN	As	Cr6+
単位	—	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L
浸透水基準	—	—	40	20	—	0.003	0.01	0.0005	不検出	0.01	0.05
R5.5	7.4	2.7	17	3.4	7.8	<0.0003	<0.005	<0.0005	<0.1	<0.005	<0.02
R5.9	7.1	<0.5	28	9.6	12	<0.0003	<0.005	<0.0005	<0.1	<0.005	<0.02
R5.11	7.4	<2.9	18	6.4	10	<0.0003	<0.005	<0.0005	<0.1	<0.005	<0.02
R6.3	7.0	2.5	15	2.5	9.8	<0.0003	<0.005	<0.0005	<0.1	<0.005	<0.02

※ 浸透水基準は、安定型最終処分場の浸透水の埋立開始から廃止までの維持管理基準値を示している

表 1-10-9 モニタリング調査結果（土壌）

年月	Hg	Cd	Pb	Cr6+	As	CN
単位	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L
環境基準	0.0005	0.003	0.01	0.05	0.01	不検出
R5.5	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.05	<0.005	<0.1
R5.11	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.05	<0.005	<0.1

※ 総水銀（Hg）、カドミウム（Cd）、鉛（Pb）、六価クロム（Cr6+）、ヒ素（As）に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、現状において当該地下水のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき、Hg：0.0015mg、Cd：0.009mg、Pb：0.03mg、Cr6+：0.15mg、As：0.03mg とする

※ 不検出とは、環境省告示に定める方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回することをいう

第 11 節 有料指定袋・指定シール制度

有料指定袋・指定シール制度については、ごみの減量と資源化の促進・ごみ排出者としての意識の向上・最終処分場の延命化・ごみ処理経費の軽減を目的として、平成 17 年 5 月 30 日の臨時議会で議決され、平成 18 年 2 月 1 日から施行されました。

令和 4 年 7 月 1 日からは有料指定袋のサイズと価格を見直し、プラスチック製容器包装や紙類の分別、食品ロスの削減などにより、ワンサイズ小さいごみ袋に切替えを促す「ごみダイエット」を推進することで、さらなるごみの減量化・資源化を図っています。

1 有料指定袋・指定シールの仕様

袋の種類	色	大きさ	材 質	厚さ (mm)
家庭用指定ごみ袋 ※兼 用	半透明黄色に赤文字	大 (40 ㍓)	低密度ポリエチレン	0.035
		中 (28 ㍓)		0.030
		小 (18 ㍓)		0.030
		特小 (10 ㍓)		0.030
大型ごみシール (家庭用)	4 色 刷 り	74 mm×210 mm	上質タック紙 70 k	—
事業所用指定ごみ袋 ※燃えるごみ専用	半透明桃色に黒文字	(40 ㍓)	高密度ポリエチレン	0.033
事業所用指定ごみ袋 ※兼 用		(20 ㍓)	低密度ポリエチレン	0.030

(1) 家庭用指定袋及び大型ごみシール



大 (40 ㍓)



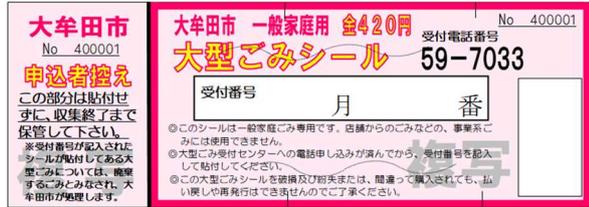
中 (28 ㍓)



小 (18 ㍓)



特小 (10 ℓ)



大型ごみシール (家庭用)

(2) 事業所用指定袋



大 (40 ℓ)



小 (20 ℓ)

2 有料指定袋・指定シール販売の流れ

有料指定袋等の販売は、「大牟田市指定袋等取扱店（以下「取扱店」という。）」で行っています。なお、取扱店への配送は、ごみ処理手数料徴収等業務委託者が行っています。有料指定袋等の販売の流れを図 1-11-1 に示します。

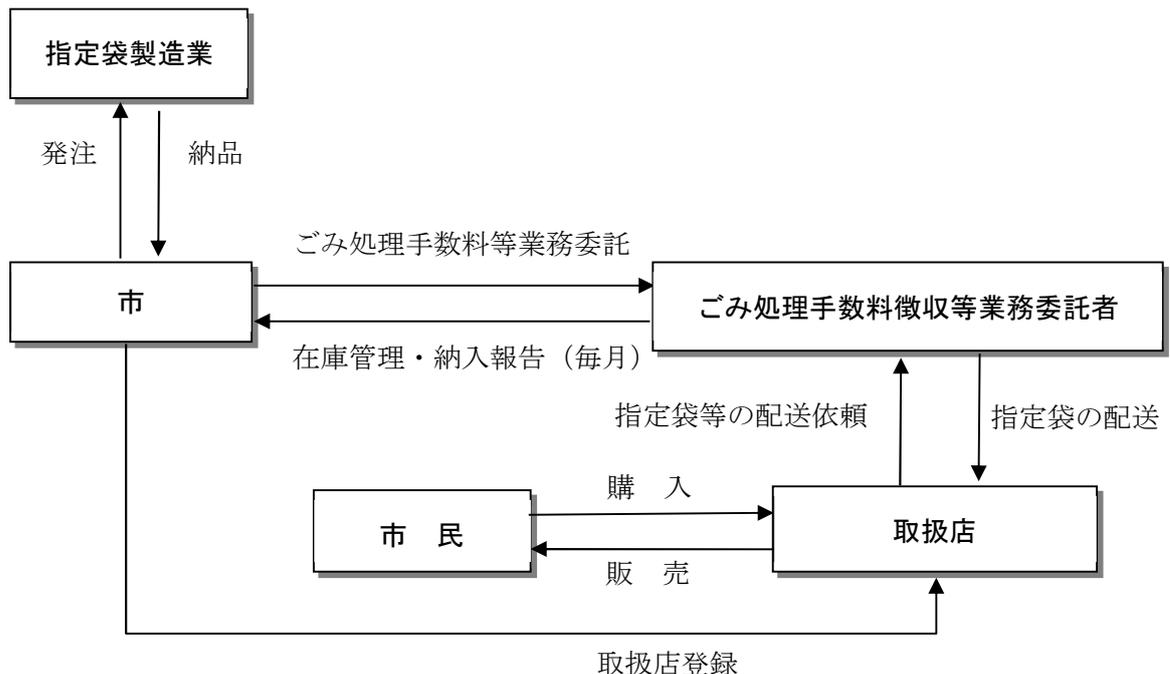


図 1-11-1 有料指定袋・指定シール販売の流れ

3 取扱店の現況

取扱店には、取扱店と分かりやすいように、証書である「大牟田市指定ごみ袋取扱店シール」(図 1-11-2)を取扱店の入口等の見やすい場所に提示してもらい、全ての指定袋及び指定シールを取り扱ってもらうこととしています。

取扱店の状況を表 1-11-1 に、取扱実績を表 1-11-2 に示します。



表 1-11-1 取扱店状況

取扱店の業種等	店数
大型店・スーパーマーケット	30
コンビニエンスストア	50
薬局・ドラッグストア	22
食料品等販売店	19
日用品等販売店	9
米穀類・石油類販売店	14
酒類販売店	1
その他	25
合計	170

(令和6年3月31日現在)

図 1-11-2

大牟田市指定ごみ袋取扱店シール

表 1-11-2 指定袋取扱実績

	袋の種類	大きさ (リットル)	取扱枚数(枚)	価格 (円)	ごみ処理手数料 (円)
家庭用	指定ごみ袋(兼用)	40	1,940,800	48	93,158,400
		28	1,928,400	33.6	64,794,240
		18	1,279,200	21.6	27,630,720
		10	600,800	12	7,209,600
	大型ごみシール	—	31,510	420	13,234,200
事業所用	指定ごみ袋 (燃えるごみ専用)	40	1,721,000	76.8	132,172,800
	指定ごみ袋(兼用)	20	84,600	38.4	3,248,640

(令和5年度実績)

第12節 収集処理実績（令和5年度）

1 ごみ収集・処理体系

【収集運搬】

燃えるごみ	26,987.89t
計画収集	20,030.52t
直営	2,411.88t
委託	17,618.64t
許可	5,444.21t
自己搬入	1,513.16t
自己	574.56t
東部環境C(きょう雑物)	938.60t

大型ごみ	1,360.02t
可燃性	1,067.77t
計画-直営	576.29t
許可	0.00t
自己搬入	491.48t

不燃性	292.25t
計画-直営	192.50t
許可	0.00t
自己搬入	99.75t

燃えないごみ	865.52t
計画収集	752.56t
直営	112.84t
委託	639.72t
許可	17.19t
自己搬入	95.77t

有害ごみ	24.58t
計画収集	21.98t
直営	3.19t
委託	18.79t
許可	0.67t
自己搬入	1.93t

資源物	3,355.30t
リサイクルプラザ搬入	1,330.34t
計画-委託(缶、ビン、ペット、トレイ)	906.08t
許可	142.74t
自己搬入	281.52t
民間施設搬入	2,024.96t
計画-直営(容器包装プラ)	511.10t
計画-委託(紙、古布)	1,513.86t

有機性廃棄物	20.71t
計画-直営(学校給食)	17.02t
許可(デイスホーザ汚泥)	3.66t
自己搬入(臨時)	0.03t

【処理】

RDFセンター (固形燃料化施設)
搬入 28,225.48t

不燃残さ	21.33t
可燃残さ	162.31t

リサイクルプラザ (資源化施設)
搬入 2,534.37t
搬出 2,511.26t
残 23.11t
ストック(自己搬入)
紙類 67.31t
古布 42.72t
容器包装プラ 15.51t
選別
容器包装プラ 3.94t

容器包装プラ 選別・保管施設
搬入 530.55t
残さ (7.86t)

紙類・古布 資源化施設
資源化 2,146.58t
容器包装プラ 522.69t
紙類 1,344.32t
古布 279.57t

東部環境センター (堆肥化施設)
きょう雑物 (RDFセンターへ) 938.60t
沈砂等(埋立へ) 6.93t

※)は災害廃棄物で内
大牟田リサイクル発電所
RDF 14,819.25t

資源化
金属 50.13t

第三大浦谷埋立地 (最終処分場)
1,309.65t

資源化 1,518.07t
缶 162.62t
ビン 756.56t
ペット 182.95t
トレイ 6.73t
金属 91.98t
破碎鉄 271.16t
破碎アルミ 17.24t
電池 17.60t
蛍光管 6.98t
小型家電 4.25t

直営収集量(A)	委託収集量(B)	許可搬入量(C)	自己搬入量(D)	総量(A+B+C+D)
3,824.82t	20,697.09t	5,608.47t	2,483.64t	32,614.02t

注) 容器包装プラ(容包プラ)には、令和5年12月から収集を開始した製品プラスチックを含む。

